

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報 第 96 号

2011 (平成23) 年 9 月 30 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

2011年度 図書館学教育部会総会が開かれました	1
2011年度 第1回研究集会報告 (2011年5月7日 (土) 開催)	
テーマ1： 大学における「図書館に関する科目」の成立と教育部会そして今後	
講演① 「図書館施設論」について (植松 貞夫 筑波大学大学院教授)	7
講演② 認定司書制度の成立、研修、大学における図書館に関する科目など (志保田 務 桃山学院大学名誉教授)	9
行政報告 新しい「図書館に関する科目」について (萬谷 宏之 文部科学省社会教育課企画官)	12
質疑応答	13
参加者の感想 2011年度第1回研究集会に参加して (青柳 英治)	14
2011年度第1回研究集会に参加して (杉本 節子)	14
参加者のアンケートから	15
2011年度 全国図書館大会第7分科会 (図書館学教育) のご案内	16

2011年度 図書館学教育部会総会が開かれました

日 時：2011年5月7日 (土) 13:00～14:35

場 所：日本図書館協会会館2階研修室

出席者：21名 委任状提出者67名 計88名

1. 議長、議事録署名人の選出

柴田正美氏を議長に、松林正己氏を議事録署名人に選出した。

2. 会勢報告

2011年5月7日現在で図書館学教育部会員が212名、総会成立要件が22名の出席 (委任状を含む) であるとの報告ののち、出席者21名、委任状提出者67名が確認され、総会が成立することが報告された。

3. 議事

1) 2010年度活動報告

志保田務26期部会長より、配布資料に基づき2010年度活動報告があり、異議なく了承された。

2) 2010年度決算報告 (資料1)

瀬戸口誠幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて、2010年度会計決算報告があり、異議なく了承された。

3) 2010年度会計監査報告

阪田蓉子会計監査より、監査の結果、問題がないことが報告され、異議なく了承された。

4) 第27期役員選挙結果報告

渡邊隆弘選挙管理委員長より、2010年12月から2011年1月にかけて実施された第27期役員選挙結果について、配布資料に基づいて報告があった。

投票総数：87票

部会長：山本順一氏

幹事：村上泰子氏、大谷康晴氏、瀬戸口誠氏、野末俊比古氏、三浦太郎氏（以上得票順）

監査：阪田蓉子氏、渡辺信一氏

また、部会長の山本順一氏より、笠井詠子、川原亜希世、渡邊隆弘の3氏を部会長指名幹事として指名したことが報告された。

現選挙管理委員長の渡邊氏が幹事に指名されたことに伴い、欠員となった選挙管理委員長については、新幹事会で後日決められることが報告された。

5) 新公益法人移行について

大谷康晴幹事より、配布資料に基づき、新公益法人移行にかかわる新定款のうち、特に教育部会の活動について関わりが深いと思われる箇所について説明・報告された。

6) 2011年度事業計画案

山本順一第27期部会長より、配布資料に基づいて2011年度事業計画案の説明があり、異議なく了承された。

7) 2011年度予算案

瀬戸口幹事（会計担当）より、配布資料に基づいて2011年度会計予算案が示され、異議なく了承された。

8) その他

特になし。

以上

◆ 2011年度総会資料

1. 2010年度活動報告

1) 総括

(1) 活動方向

JLA図書館学教育部会（以下、当部会）は、日本図書館協会（以下、JLA）のなかの図書館情報学教育者集団という立場から、例年の[A 司書養成次元]、[B 現職者のキャリアアップ次元（養成後のキャリアアップ）]、[C 関係諸機構との図書館学教育関係事項の調整]、の三点を活動のポイントとし、それに加えて、本年度はJLAの公益認定法人化に伴う部会の組織変更等に関する協議、部会50周年記念研究会・懇親交流会の開催に力を入れた。

[A 司書養成次元] 2008年6月11日に図書館法が改正（公布・施行）され、2010年4月より「大学にお

ける図書館に関する科目」による教育が始まった。2010年度の本部会は、2012年度新科目実施に向けて、各科目についての検討・議論を中心に活動を行った（敬称略。以下、講師の所属・肩書は当時のもの）。研究会は昨年度からの継続で、「図書館に関する科目」の具体的科目内容の検討を行った。

①2010年度第1回研究会（5月8日、JLA会館）

テーマ 「図書館に関する科目」の今後の展開(2)

『『図書館概論』のあり方について』宮部頼子（立教大学）、平野英俊（日本大学）

『『図書館制度・経営論』のあり方について』根本彰（東京大学）、金沢みどり（東洋英和女学院大学）

参加者 53名（講師・幹事等の関係者を含む）

②第96回全国図書館大会第10分科会（図書館に関する科目）（9月17日、奈良）

テーマ 「図書館に関する科目」と教育現場におけるその展開

・基調講演「JLA図書館情報学テキストシリーズの新展開：大学の『図書館に関する科目』への対応」小田光宏（日本図書館協会出版委員長、青山学院大学）

報告(1)「図書館学教育部会幹事会での検討経過」

瀬戸口誠（JLA図書館学教育部会幹事、梅花女子大学）

報告(2)「新科目への移行の経緯と、現状」

平井歩実（明星大学）

報告(3)「司書課程および司書講習における新カリキュラムへの対応：eラーニングの導入と展開を中心に」齋藤泰則（明治大学）

報告(4)「入門科目からその先へ：大学院を視野に入れた取組み」竹内比呂也（千葉大学）

討議：上記講演・報告の講師。ただし小田光宏に代わって柴田正美（帝塚山大学）

行政報告「図書館法施行規則の改正について」

岩佐敬昭（文部科学省生涯学習政策局）

参加者 77名（講師・幹事等の関係者を含む）

③2010年度第2回研究会（12月18日、関西大学千里山キャンパス）

テーマ：「図書館に関する科目」実施土壌の形成に向けて：FDと選択科目を中心に

発表(1)「図書館情報技術論の基底」原田隆史（慶應義塾大学）

発表(2)「情報資源組織論について」杉山誠司（日本福祉大学）

発表(3)「図書・図書館史について」三浦太郎（明治大学）

参加者 36名（講師・幹事等の関係者を含む）

なお、「図書館に関する科目検討会」（拡大幹事会）が8月13日（金）（大阪市立中央公会堂会議室）、8月14日（土）（大阪府立中之島図書館ふれあいルーム）に実施された。新しい「大学における図書館に関する科目」の適用（2012年度から）に備えた検討会を集中的に開催した。

【B 現職者のキャリアアップ次元】関係では、2010年3月17日JLA評議員会において、「協会認定司書制度の実施」が賛成多数で可決された。当部会が直接、間接に関わったJLA認定司書制度が2010年度から正式にスタートし、図書館大会（奈良）において第14分科会「司書のキャリア形成」が開かれ、当部会幹事大谷康晴（日本女子大学）が分科会責任者として運営を行った。

【C 関係諸機構との調整】では、国の図書館関係機関、各館種・関係協議会との接触、日本図書館情報学会（LIPERなど）、さらには、JLA内での調整、意思の疎通を図り、図書館大会、研究集会において関係者から報告を求めた。

(2) 部会活動全体に関する自己評価

総会（2回）、第96回全国図書館大会（第10分科会）、研究集会（定例2回）を着実に実行し、公刊の『会報』（92-95号）で内容を報告した。同時に部会ホームページでの広報を行った。また図書館法改正に伴う「大学における図書館に関する科目」については、幹事会としての検討を昨年度に引き続き行った。

(3) 担当分野における課題

司書養成科目の検討などにおいては、すべての会員をバックにする常務理事会と、研究者集団という性格をも有している当部会の見解、立場をどのように調整、一致させるかが課題である。

2) 部会総会

(1) 定例総会

日時：2010年5月8日（土）於：JLA会館研修室
出席者：36名、委任状提出者44名（部会員総数221名：定足数を満たし、成立）
議長：竹内比呂也（千葉大学）、議事録署名者：杉本節子（相愛大学）
議題：2009年度事業報告および決算、2010年度事業計画および予算、JLAの公益認定法人化に伴う部会の組織変更等に関する協議

(2) 臨時総会

日時：2010年12月18日（土）於：関西大学千里山キャンパス
出席者：20名、委任状提出者72名（部会員総数220名：定足数を満たし、成立）
議長：渡辺信一（同志社大学名誉教授）、議事録署名者：杉山誠司（日本福祉大学）
議題：JLAの公益認定法人化に伴う部会の組織変更等に関する協議、部会名称「図書館学教育部会」について、50周年記念誌進行状況報告、第27期選挙、他

3) 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

(1)第96回全国図書館大会（奈良）第10分科会 詳細は、1）総括(1)活動方向を参照
(2)研究集会 詳細は、それぞれ1）総括(1)活動方向を参照

〔第1回〕日時：2010年5月8日（土）於：JLA会館

〔第2回〕日時：2010年12月18日（土）於：関西大学千里山キャンパス

4) 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）

部会報：第92号-95号の刊行。（第94号は「選挙公示」号）・村上泰子編
記念出版：『日本図書館協会図書館学教育部会50周年記念誌』（2011年3月刊行）・柴田正美編

5) 独自の調査活動

該当事項なし。なお、『日本の図書館情報学教育』であるが、新カリキュラムが施行され定着する2012年度以降に調査を行い、刊行をする予定である。現在は、単年度支出では捻出が大変であるため、編集作業に要する製作費の積立を行っている状況である。

6) その他の事業活動

図書館学教育部会50周年記念研究集会・懇親交流会の開催 3月13日（日）於：大阪ガーデンパレス

【記念研究集会】

報告『『50周年記念誌』編集から見た教育部会』
柴田正美（50周年記念誌編集委員長、帝塚山大学）
・記念講演1「情報化時代における図書館司書養成」
高山正也（国立公文書館館長、慶應義塾大学名誉教授）
・記念講演2「図書館情報学教育部会史：初期」
今まど子（中央大学名誉教授）
参加者人数 42名

【懇親交流会】

参加者人数 39名

7) 幹事会の開催

- [第1回] 2010年5月8日(土) 於：JLA会館(東京)
部会長、幹事8名
- [第2回] 2010年5月29日(日) 於：日本図書館研究会事務局(大阪) 部会長、幹事7名
- [第3回] 2010年12月18日(土) 於：関西大学千里山キャンパス(大阪) 部会長、幹事5名
- [第4回] 2011年3月13日(土) 於：大阪ガーデンパレス(大阪) 部会長、幹事8名
- [拡大] 2010年8月13日(金) 於：大阪市立中央公会堂(大阪) 部会長、幹事6名、講師3名
- [拡大] 2010年8月14日(土) 於：大阪府立中之島図書館ふれあいルーム(大阪) 部会長、幹事6名、講師2名

幹事が東京圏、近畿圏に分散(選出)のため、全員で集まることが難しい。しかしながら出席率は高く85%である。全国に幹事が分散していることを考えると評価できる。今後も通常の業務はMLを活用して連絡を緊密にし、幹事会を招集する時には可能な限り出席することを目標としたい。

8) Webサイト、メーリングリストの運営状況

- Webサイト：サイト運営形態の見直しを行っている。『部会報』にリンクするHPを有しており、2010年度に『部会報』の遡及電子化を進めて終了した。
- メーリングリスト：幹事間に通じるものを運営し、通常業務の連絡に活用した。

第26期(2009年度～2010年度) 部会役員(2011年5月7日まで)

部会長 志保田 務(桃山学院大学)
幹事 大谷 康晴(日本女子大学)
谷本 達哉(羽衣国際大学)
前川 和子(大阪大谷大学)
柳 勝文(龍谷大学)
瀬戸口 誠(梅花女子大学)
野末俊比古(青山学院大学)
村上 泰子(関西大学)
山本 順一(桃山学院大学)
会計監査 漢那 憲治(龍谷大学)
阪田 蓉子(元明治大学)

2. 第27期教育部会選挙報告

(協会第31期(2011年度～2012年度))

1. 部会長

順位	票数	就任・辞退	名前
1	18	就任	山本 順一
2	12		柴田 正美
3	11		糸賀 雅児
4	9		小田 光宏
5	4		竹内 比呂也
5	4		藁袋 秀樹

以下略

2. 幹事

順位	票数	就任・辞退	名前
1	22	(部会長)	山本 順一
2	18	就任	村上 泰子
2	18	就任	大谷 康晴
4	17	辞退	小田 光宏
5	15	就任	瀬戸口 誠
6	14	就任	野末 俊比古
7	14	辞退	竹内 比呂也
8	12	辞退	佐藤 毅彦
9	11	辞退	荻原 幸子
10	11	辞退	糸賀 雅児
11	11	辞退	根本 彰
12	10	辞退	大串 夏身
13	9	就任	三浦 太郎
14	9		渡邊 隆弘

以下略

*6,7位、9～11位、13,14位は選管委員会による抽選

3. 会計監査

順位	票数	就任・辞退	名前
1	17	就任	阪田 蓉子
2	12	就任	渡辺 信一
3	10		柴田 正美
4	9		漢那 憲治
5	5		高山 正也
5	5		高橋 昇
5	5		宮部 頼子
5	5		山本 順一

以下略

3. 部会長指名幹事紹介

笠井 詠子
川原 亜希世
渡邊 隆弘

4. 2010年度会計決算報告

(単位:円)			
	費目	予算	決算
収入の部	部会費収入	460,000	436,040
	事業収入	40,000	48,000
	部会交付金	180,000	180,000
	研究集会助成	100,000	100,000
	雑収入	0	365,970
	繰越金	1,200,249	1,200,249
	収入の部 合計	1,980,249	2,330,259
支出の部	事務用品費	5,000	2,233
	振込手数料	27,000	20,380
	通信費	200,000	45,580
	交通費	500,000	165,750
	会報等印刷費	250,000	58,790
	研究集会等費	400,000	188,382
	調査・編集費	100,000	0
	50周年記念事業費	250,000	363,018
	予備費	98,249	40,135
	選挙管理費	150,000	80,823
	繰越金		1,365,168 ※
	支出の部 合計	1,980,249	2,330,259

※2010年度会計から調査編集費10万円含む

5. 2010年度監査報告

監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成23年4月29日

会計監査 漢那 憲治 印

平成23年5月1日

会計監査 阪田 蓉子 印

6. 新公益法人移行について

日本図書館協会新定款案における
教育部会関係規定について

0. このドキュメントについて

- このドキュメントは、日本図書館協会が公益社団法人に移行するための新定款案のうち、特に教育部会の活動について関わりが深いと思われる箇所についてまとめたものである。
- このドキュメントでは、以下新定款案を参照する場合には、条項のみ明示する。

- このドキュメントは新公益法人制度移行準備委員会委員の確認を得ているが、直接の文責は作成者（大谷康晴）にある。

1. 部会について

- 部会（新定款案では活動部会となっているが以下、部会とする）の設置は、第50条の規定による
- 教育部会の行う事業は、第4条第2号「図書館職員の育成及び研修・講習」に最も深く関係する
- 第50条第6項にある会員とは、第6条および「会員の種類及び会費に関する規程」にある会員を指す

✦ 新法人における会員の区分は次の通り

◇ 正会員

- 個人会員A（通常 9,000円）
- 個人会員B（無職もしくは非正規雇用 5,000円）

◇ 施設等会員

- 施設会員（ほぼ従来のABC区分に対応）
- 団体会員 9,000円

✦ 市民団体（図書館友の会、読書会等）

✦ 地域図書館団体（都道府県・市区町村図書館協会等）

✦ 図書館研究団体（学会、図書館研究会、大学司書課程構成員グループ等）

◇ 準会員（4年制大学学生まで 4,000円）

◇ 賛助会員

✦ 上記全てが会員であるので、いわゆる団体会員が教育部会の部会員となることは当然ありうるし、第50条第4項から団体会員が部会長に選出される可能性もある（理論上はありうるが、実際にはありえる話ではない（新公益法人制度移行準備委員会コメント））

- 第50条第5項の規定がいわゆる部会規程になるが、内容は未定（遅くとも次年度総会までに決定）
- 第50条6項の規定では、複数部会の選択は許容されているという解釈になっている

2. 部会長について

- 部会員による選挙で選出という仕組みは変わらない（第50条第4項）
- 従来は、教育部会長が同時に協会の常務理事となっていたが、新しい体制でも、官職指定でイコール理事とは書けないので、もって回った記述となっているが、結果的には現在と同様活動部会を代表する者が理事となる。ただし部会長である必要はない。（理事及び監事選任規程案第8条第3項）

✦ 従来の常務理事会に相当する規模が新しい理事

会（15－20人（第30条第1項第1号））となる

- ✦ 現在の教育部会長は、常務理事として協会に対して無限責任を負っているが、新理事会における理事は有限責任となる（第38条の規定により、無報酬の理事の損害賠償責任はよほどのことがない限り全部免除（新公益法人制度移行準備委員会コメント））

◇ ただし代表理事（理事長・副理事長の計2名）と業務執行理事（専務理事2名、常務理事2名）の6名のいずれか（この6名で常任理事会（第47条第2項。この法人の日常業務の執行及び理事会より委任された事項の実行を決定）が構成される）になった場合は異なる

- 新しい理事会においては、委任や代理出席は認められない（定款上に理事会における議決権の代理行使が明記されていない）。このため、従来は同一人物であった部会選出理事と部会長が別人にわかれることがある（確実に出席できる者を選任する必要がある）

3. 部会名称について

- 従来は部会名称が定款に明記されていたため、部会の名称変更には定款変更が必要であったが、新定款では第50条第5項の規定により、理事会が定めることになるので、部会名称の変更は比較的容易になった

4. 教育部会と代議員の関係について

- 会員はその種類に応じて代議員を選出する選挙区に所属することになる
 - ✦ 個人会員は居住地のある都道府県、勤務地と居住地が異なる時は、勤務地
 - ✦ 施設等会員は新設される選挙区
- 上記の関係から、教育部会としての代議員の枠はない。あくまで個人会員として居住地のある都道府県の中で選出されなければならない（定員は会員100名つき代議員1名）
- なお、図書館研究団体（学会、図書館研究会、大学司書課程構成員グループ等）は新設される選挙区の第8区に所属することになる。最低得票数3をもって1団体が代議員に選ばれることになる

新定款（案）（抄） 略

7. 2011年度事業計画

- (1) 総会の開催（5月7日）
- (2) 第97回全国図書館大会（東京多摩大会）図書館学教育分科会の運営
- (3) 研究集会の開催（年度内に2回）
- (4) 部会報の発行（年度内に2～3回程度）
- (5) 2010年度に引き続き過去の『会報』の電子化およびweb上の公開
- (6) 幹事会（年5～7回開催）
- (7) その他
 - ・「科目」移行関係
 - ・公益法人移行対応

8. 2011年度会計予算

2011.4.27

(単位:円)

費目	金額	摘要
収入の部		
部会費収入	430,000	210名(件)分と未納分
事業収入	40,000	研究集会参加費など
部会交付金	180,000	図書館協会から
研究集会助成	100,000	同上
繰越金	1,365,168	2010年度会計から調査編集費10万円含む
収入の部 合計	2,115,168	
支出の部		
事務用品費	20,000	事務用品など
振込手数料	25,200	部会費振込など(210名×120円)
通信費	350,000	部会報等の発送など
交通費	400,000	幹事会交通費など
会報等印刷費	350,000	部会報発行(印刷・封入)など
研究集会等費	400,000	講師交通費など
調査・編集費	300,000	日本の図書館情報学教育2012(仮称)
50周年記念事業費	199,540	50周年記念誌出版費支払い※
予備費	70,428	
選挙管理費	0	
支出の部 合計	2,115,168	

※2011年4月12日に執行済み

2011年度 第1回研究集会

<講演①>

「図書館施設論」について

植松 貞夫 (筑波大学大学院教授)

1. はじめに

「図書館施設論」は1996年の科目改訂まで「図書館の施設と設備」(乙群の選択科目5科目の一つ)とされていた科目の復活といえる。施設とはいうまでもなく図書館の施設であり、設備とは家具や機器・備品を指している。施設に関する講義科目は、1950年の図書館法施行規則以来、独立した科目として設置され続けてきており、1996年から「図書館経営論」の中で扱われてきたことが異例であった。

自治体財政の逼迫などから公共図書館の新たな建設数は減少傾向が続いていることや、電子出版の出現などインターネットに代表される情報流通のデジタル化により近い将来に図書館という建物は不要になるといったことが語られる一方で、今般の改定において、講義科目として復活した背景には、第一に『これからの図書館像』(2006年4月)において、図書館の経営という視点が強調されたこと、第二に、司書養成教育の中で種々の科目が並列的に展開され、図書館全体をとらえる視点が乏しいとされてきたことに対し、図書館の管理運営、サービス、利用者の行動が展開される施設のあり方を学ぶことは、図書館全体をとらえやすくなると判断されたことがあったと思われる。私としては、独立した科目としての復活は時宜を得た決定であったと評価したい。

2. 科目の目的と内容

一言で言えば“良き”施主の育成、つまり「完成後に自身が勤務する図書館の新築に際して、設計者と協働して、良い図書館建築をつくることのできる図書館員の育成」である。

図書館建築、学校建築、病院建築などの用途建築物は、その用途目的に合致した建築物であることが存在意義である。すなわち、建物としての図書館は、その図書館の活動やサービスなどの用途機能が展開されるのにふさわしい器、換言すれば「役に立つ建物」として建設されなければならない。

活動・サービスがあって施設の中身がそれに従うのであるから、最初のステップとして、当該図書館で開館後に運営・サービスに当る職員が、そこでの活動、サービスの具体的な内容を構想・立案することが求められる。例えば、児童サービスでは、各年齢層の者に対しどのような資料をどのくらいの数量で備え、お話し会は何人くらいの子どもを集め、どのくらいの頻度で開催するかなどといった具合である。次に、これらのサービスを実施するには、どのような部屋やスペースが必要か、さらにその内部の望ましい姿、このような形状の書架がこのように並んでいて、照明は、色は、仕上げ材料はなどなど、各スペースなどの使われ方、面積などを設計者への要求事項としてまとめる。

これに従って設計を行うのが建築設計者である。設計とは設計者が独自で行う作業ではなく、図書館員との協働作業、何回ものやりとりを経ながら徐々に固まっていくものである。設計者が図書館員から与えられた要求事項、制約条件、敷地や周辺環境、法規制、建設コストそして自身の建築理念あるいは図書館への理解などを総合してまとめた設計案を提示し、これを図書館員の観点から評価して、より良い案へと導くことの繰返しによって、ふさわしい図書館建築が実現する。このように設計者と設計案を練り上げることのできる図書館員が増えることで、日本の図書館建築の質が向上する。

図書館員として勤務する過程で新館の建設に参画できる機会に恵まれる者は少数である。それ以外の図書館員にとってこの講義で得られることは、施設を舞台として展開される図書館の経営管理、サービスと、図書館員と利用者の具体的な行動とを結びつけることで、図書館をソフトとハードの全体としてとらえることができることであろう。

3. 授業計画

(1) 開設年次

図書館を全体としてとらえるためには、「基礎科目」「経営に関する科目」「サービスに関する科目」の後に履修させることが適切であるといえる。

(2) 内容

要素の多様性からあらゆる年齢層が利用する公共図書館を新たに建設することを、講義編成の軸とするのが適当であると考えられる。先立って、近隣の図書館を見学することも有効であろう。

1単位の選択科目であるが、仮に15回の講義による2単位科目としてその内容を挙げてみれば以下のようになる。

第1回：図書館づくりのプロセス

上記2節で記したような、図書館建築はサービスの器であること、図書館員が自身の働く図書館のサービスを計画し、施設内容、利用者による使われ方を考える主体であることを理解させる。

第2回：地域計画について

複数図書館設置、すなわち自治体圏域内に複数の図書館を合理的に配置する計画における考え方。

第3回：図書館建設に関する法律・規制

第4回～第11回：部門ごとの計画

入口まわり、閲覧室、書庫、事務室、集会部門など部門ごとにそれぞれの室・スペースについて、サービスの展開のために求められる要件について。

光（照明）、温湿度（空調）、音環境など環境要素の計画について。

家具、自動貸出機などの機器類に求められる要件について。

サイン計画などについて。

第12回：施設の維持管理や災害時の安全確保のための方策について

建物は定期的に、適切なメンテナンスをすることで長く使い続けることができる。大地震等の災害への建築としての備えとその保守も含まれる。また、例えば廃校の校舎を図書館に転用するなど、既存の他用途建築物からの転用時に考慮すべき事項について。

第13回：大学図書館、学校図書館の建築

それぞれに固有の課題、要件について。

第14回、第15回：国内外の事例に学ぶ、あるいは近隣の図書館を評価する。

人間が古来から建築物を造ってきた目的

- その中で安全、快適に過ごすため
最優先の理由：日常的に安全、災害時に安全
快適化の技術は高度に進化した
- それを使って生活上の活動を展開するため
合理的かつ効率的に活動が展開できる
→ 「役に立つ建物」
- 関係者の思い・情念を表現するため
姿形、大きさ、○らしさ

全ての建物は比率はいずれであれ、この3目的を充たす

建築は活動の器

- 近代建築の理念 = 形態は機能に従う
- 建築は受注生産品 = 使われ方に即した建築

新館を得るまでのプロセス

- Planning Phase 計画
 - 構想段階
 - 計画段階
- Design Phase 設計
 - 基本設計段階
 - 実施設計段階
- Construction Phase 施工
 - 広報
 - 研修
 - 家具・備品等の選定

建築計画 = 設計者への要求

- ある活動 → 必要な室・スペース
- 活動を計画するのは、開館後に、当該施設を使用し、維持管理していく図書館員の役目
 - 規模計画（量、面積）
 - 室内環境計画
(家具の並べ方、光、温湿度、音、色、材質など)
 - 平面計画（間取り）
 - 断面計画（階ごとの構成）

計画の課題

- 人間の活動は時間とともに変化するが、建築物は容易には変容できない
= 形態と機能の乖離
- 変化の急な現代社会にあっては、機能に従う建築物は短命であることを免れなえない

先を見据えた「計画」

- 将来における図書館の運営、サービスの在り方
- そこで展開される人々の利用行動 = 使われ方
- さまざまな立場、価値観、図書館観の人が参画し、実現させたいことは人により異なる
- 合意された目標が相互に矛盾することも
- ある基準のもとに適正な優先順位を付ける
- 判断基準をどこに設定するかが課題

<講演②>

認定司書制度の成立、研修、 大学における図書館に関する科目など

志保田 務 (桃山学院大学名誉教授)

まえがき

標題は私・志保田務が日本図書館協会（以下、JLA）図書館学教育部会（以下、部会）24-26期（2005-2011）でかかわったこと、文科省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」で接したテーマの一部からとって構成している。当27期部会第一回研究集会での報告、それに少しばかり手を加えたものである。

1 JLA教育部会第24期選挙の波乱

部会24期選挙（2004年）、部会長に当選した糸賀雅児氏を初め上位得票者7人（つまり次点者たち）が辞退した。挙句、第8位、得票数4の私に相談が来た。前記7人同様固辞した。だが第9-10位の得票者は他で要職に在り辞退の気配が一層強いと言われ、火中の栗を拾うこととなった。規定により、常務理事をも務めることとなった。なお、同部会幹事選挙においても9名が辞退していた。まさに波乱の船出である。この選挙についてJLA首脳から、JLA理事選挙規程の「最低得票数6票」との規定を根拠に「最低得票数」を規定するよう示唆があった。ところが、今般2011-12年度、「最低得票数」規定に従ったJLA理事選挙では、当選者が非常に小幅となった。当部会については、その後三期に関しては辞退による混乱がない。糸賀氏ほか大人数の部会長就任辞退は、次項の問題と関係していたかと思われる。

2 認定司書制度：検討再開と成立

初任の第24期、2005年度第91回全国図書館大会分科会で「司書養成と専門職制度の現状と将来」をテーマとした。このテーマの採用には過去との関連がある。つまり1996年文部省（当時）「生涯学習審議会社会教育分科審議会の報告」において「高度で実践的な専門性を有する司書」に対する名称付与制度（以下、専門職員認定制度）が指示されたことに遡る。この「認定」を実施する機関は現実JLA以外になく、JLA理事会、評議員会、総会等はこの件を「重点施策」に採り入れることとなった。1998年、当事案の具体化が始まり図書館経営委員会のもと、特別検討チーム「専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ」

が組織された。早急の進展はなかったが2002年10月、グループは「専門職認定制度特別検討チーム（第一次）」に格上げされ、図書館経営委員会の下に位置づけられた。チームは、二次、三次と続いた。しかし2005年度直前、経営委員会が竹内紀吉委員長の体調不良等で全面的に機能停止したことに伴い休止状態となった。上記2005年度、全国図書館大会の図書館学分科会において松岡局長による「日本図書館協会の専門職認定の取組みについて」を基調報告に据えたのは、同チームの活動復活を意図したものである。しかし常務理事会には、その年もこのチームの再開を許す雰囲気なかった。さらに悪いことに竹内紀吉委員長が逝去され、経営委員会自体が消滅した。

2006年秋、こうした閉塞状況を打開しなければならないと25期選挙で部会長再任を受諾した。2007年度から常務理事会に働きかけ、上記特別検討チームを召集、「第四次」とした。私はこのチームで議事進行役を務めるとともに、常務理事会とのつなぎ役となった。チームには有力なメンバーが復帰し早速現場公共図書館員に予備調査（アンケート）を実施した。調査回答によると賛成の割合が高く、チーム成員は「日本図書館協会認定司書制度」の構築に手ごたえを持った。そして同制度の設定を常務理事会に上申した。結果、前提の準備に入ることが了承された。前記・検討チームは改組して認定事業準備委員会となった（委員長、糸賀雅児氏）。この段階で関係業務（組織）は理事長直轄となり、私は常務理事会との繋ぎ役の立場に退いた。同委員会は2008年度末80数名の応募者を得て予備審査を行った。ついで2009年度当初本審査を実行するための正式事業委員会の設置を理事会を経て評議員会に諮った。評議員会ではこの提案に対して多数の賛成を得たが少数の反対と数名の保留があった。翌日同件は総会の議に付された。次々と質問が出された。担当常務理事の私は一人立ち尽くした。もっともな指摘が多く、準備委員会側の準備にも十分といえぬところがあることが分かり、是正のよい機会ではあった。「採決」の結果多数の「保留」が出た。総会直後の常務理事会では同案を「一事不再理」、廃案にするとの意図が示された。だが出席常務理事から、評議会において大多数賛成であったこと、総会にかけて決議した手続きが定款外のそれであるなどと反論が出された。結果「事業委員会設置という提案（常務理事会は了承していた）自体が手順前後であった」として、「認定事業そのものの設置」を議案とすることとなった。新年度、この件は改めて理事会、評議会にかけられ、関係事業委員会の設置を含め了承された。そこで、事業委員会（委

員長は準備委員会委員長がスライド)、審査委員会(委員長はJLA事務局長)が成立した。2010年度末第1回審査を挙し、37名を認定した。約15年にも及ぶ多くの関係者の努力が実った。この件は当部会にとって最近年は直轄外の事項だった(事業委員会など独立の組織の担当となったため)が、それまで、部会研修会、全国図書館大会分科会においてテーマとし、部会長を特別検討チームに委員として派出するなどその後も支援を続けた。私は、この件の成立に確かな手ごたえを覚える。今後、対象(人、勤務先)範囲の再検討など課題を残したので、直接の担当組織にご負担をおかけすることを申し訳ないと思っているが。

3 研修

司書の研修は司書養成にかかわっている当部会の課題と認識しており、第25期(2007年度)までの研究集会では、養成、研修を並行してテーマに挙げた。その後この問題は、文科省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」及び、それに関係する図書館法改正議論のなかの検討事項となっていた。

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は、2006年3月、地域を支える情報拠点を目指すとして『これからの図書館像』を編み、図書館が取り組むべき課題、取組の視点、具体的な方策を提言した。この目的から、司書が図書館運営上の中核的な役割を担わねばならないとして、次期のテーマとして、図書館員の養成・研修の在り方をとりあげた。その検討結果を2008年6月、図書館職員の研修の充実方策に関する報告書『図書館職員の研修の充実方策について(報告)』にまとめた。

他方、社会教育三法改正(平成20年 法律59号)において「研修」は脚光を浴びる。図書館法の新7条に入れられたのである。社会教育法第9条の6は以前から社会教育主事(補)の研修を規定し、第28条の2で公民館の職員に準用していた。しかし、図書館関係への適用は全くなかった。図書館法上での規定もなかった。この点を当方から指摘し、図書館法にも改正の折に入れるよう要請した。これを文科省社会教育課が受容し、図書館法第7条(空条)を使って挿入することを立法方に図り実現した。「文部科学大臣と都道府県の教育委員会は、司書および司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うようつとめるものとする。」それが当該新設条項の文言である。ただしこの規定が現実にとどの程度有効かは不明で、文科省からJLAへの研修依頼(予算振当て)というような形はその後実現していない。残念であるが、きっかけは

できたはずであり、国の行う地域研修などをJLAと共催する方向を望んでおきたい。

4 大学における図書館に関する科目

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」では、上記『図書館職員の研修の充実方策について(報告)』をまとめた(2008年6月)あと、司書資格取得のために履修すべき図書館に関する科目(以下「図書館に関する科目」)の検討に入った(同年9月)。同会議が先に示した「これからの図書館像」を実現し、図書館の改革を一層進める担い手としての司書の養成を期す改善策を立てようとしたものである。図書館現場、図書館学教育現場(大学教育、とくに通信教育、司書講習など)から意見を聴取、検討を進め、その結果を『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)』(2009年2月)にまとめた。これによって、司書講習科目依存であった司書養成科目を充実化、主体化し、図書館法第5条を改正して、大学における司書養成のための科目(図書館に関する科目)を立案する運びとした。司書講習科目養成関係の改正は以前にもあったが、それらは図書館法施行規則内の科目、単位を改善する形にとどまっていた。今般は図書館法そのものの改正であり、社会教育三法改正を絶好の足場とした。この改正は一目、旧5条に関して第1項、第2項(の順)を入れ替え(それ自体を評価する立場もある)に過ぎぬようにも見えるが、大学課程において適用する「図書館に関する科目」を「文部科学省令で定める」よう規定した点が大きい。こうして司書講習科目依存から脱出することとなった。一方で司書講習会を残した。この段での残存は流れであろうが、その科目、単位を大学課程関係の規定に倣うとしたことには、「総替え」に過ぎないと批判を免れないであろう。司書講習会にはそれに相応しい科目構成があるはずである。

大学課程関係科目が規定されるに至った理由は幾つか考えられる。根本的には、当部会等の先輩たちが長年、司書教育の、司書講習からの脱却を唱えてきたことである。だがこれまで2回(1968、1996年)の改正が行われたが、講習科目を大学の課程に適用する形を継続したもので、大学の教育課程において行うにふさわしいものとなっていないとの批判があった。

二つ目には、安倍内閣が2005年に発案し、2006年12月に改正された教育基本法にともなう社会教育三法の並行改正をあげなければならない。図書館に関する科目について、社会教育主事、学芸員と同様大学における科目の設定を講じようとしたことを理由とできるで

あろう。「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は図書館法改正（2008年6月）の2年近く前2006年9月から検討に入り、同法第5条第1項をうけて大学における「図書館に関する科目」の内容を定めた図書館法施行規則改正について2009年1月の2年半ほど以前から深めていた。しかしこの間、法律改正が立法府（国会）の権能に属するところから、先走る形での大っぴらな議論が憚られた。これではなかなか論が進まない。そこで、当部会は、「JLA図書館学教育部会幹事会案」なるものを自前で発案し、これを研究集会等で発表、検討をお願いした。24単位案である。JLA（理事長）もこの案に沿ったかたちで、JLAの見解を発表した。こうした運びについては、ある種懸念も示された。また、JLAの総会や、教育部会総会の総意でないとか、文科省の配下の行動であると言った批判も受けた。さらに、科目、単位数等に関する批判も一部に強かった。

大学における「図書館に関する科目」の教育レベルについては、基礎、入門科目と確認されている。専門領域の教育は大学院で、実務系統のものは研修で扱うのがよいと、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」では考えた。総単位数は、最初28単位案が出された。これが、26単位となり、24単位で落ち着くことになった。実習もこれが「必要」という公共図書館現場の意見に基づき採り入れられたが、実習先が公共図書館現場とならざるを得ないという現実、現場での受け入れ態勢が伴わないという懸念・疑問も示された。図書館法改正がなり（2008年6月）、その検討は公然とできるようになった。幹事を含め研究者からの発表も得た。下記のようなところである。

2009年度 第2回研究集会 12月：「図書館に関する科目」の今後の展開 (1)

「基調報告：大学において履修すべき 図書館に関する科目」制定とこれから（大谷康晴：「これからの図書館検討協力者会議」科目検討ワーキンググループ）

「児童サービス論から見えるもの」（永井悦重）

「図書館サービス概論」（瀬戸口誠）

2010年度 第1回研究集会 5月：「図書館に関する科目」の今後の展開 (2)

「図書館概論」はどうあるべきか（平野英俊）

「図書館概論」のあり方について（宮部頼子）

「図書館制度・経営論」について（根本 彰）

「図書館制度・経営論」のあり方について—教育内容に関する提案—（金沢みどり）

2010年度 第2回研究集会 12月

「図書館情報技術論の基底」（原田隆史）

「情報資源組織論について」（杉山誠司）

「図書・図書館史」（三浦太郎）

図書館法施行規則が改正され（2009年）、2010年（度）公布された。施行は2012年度であり、今年度2011年度は、各大学での文科省への届出書類シラバス作り等が多忙となる。

このことを見越して、当部会では、2010年度から先行実施している明星大学等の報告を軸とした研究集会をもった。また、各科目の内容、全講時（たとえば、2単位の場合は15講時）どのような講義項目を立てるかを、幹事勉強会（2011年8月中旬）で練り、研究集会、全国図書館大会分科会（図書館学教育）で発表した。また、文科省への届出書類作りに役立つよう、関係事務官（企画官など）を迎えて説明会を実施した。

大学における「図書館に関する科目」の最初の策定にある程度深く関与したことは、私にとって大きな経験であった。これは、「幹事会案」の策定、勉強会、発表（講演）などをとおして支持、活動を継続された幹事のおかげと厚く感謝している。

おわりに

以上のように、幾つかの大きな課題と取り組んだ。それらは、単にこの時期に在った課題だったと見られるかもしれない。ことが淡々と進んだのは、私がなまけものであったせいかもしれない。しかし議論をつくすよう努力したつもりである。それを支えてくれたのは、幹事や特別委員、監査や部会員の協業、集会場の無料提供などであった。

未解決の課題も残っている。たとえばJLAで言えば、新法人（2013年度発足期待）における「図書館学研究団体」という組織枠の確立とその内容の決定である。文科省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」における「図書館の設置および運営上望ましい基準」（図書館法第7条の2：望ましい基準）の「公表」も実現していない。同会議の委員会では既に議論を終了している（2010年秋）。これの未公表に心残りはあるが、任期が満期にいたった。

2011年3月13日、東日本大震災の翌々日に「日本図書館協会図書館学教育部会50周年記念」集会を大阪ガーデンパレスで持ち、元部会長の今まど子、高山正也両先生の講演をいただいた。50周年記念誌も刊行した（特別委員会による作成）。この記念の時期に部会長であったということも、私にとって幸運のめぐりあわせだった。

2005年急遽救援した経験不足の私には、関西という地の不利もあり、決して楽な道ではなかった。在任中

負担に思うことは何もなかったが退任後疲れが押し寄せ、この報告文も遅れてしまった。お詫びして、皆様のご支援、ご鞭撻に深甚のお礼を申し上げたい。

参考文献

『社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会 会報』第73号 (2005. 6)―95号 (2011. 4)

生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会『図書館の情報化の必要性和その推進方策について ―地域の情報化推進拠点として― (報告)』(平成10年10月)

文部省 [当時]

これからの図書館検討協力者会議『これからの図書館像』文部科学省 2006年3月

これからの図書館検討協力者会議『図書館職員の研修の充実方策について (報告)』文部科学省 2008年6月

これからの図書館検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について (報告)』文部科学省 2009年2月

『日本図書館協会図書館学教育部会日本図書館協会教育部会/図書館学教育部会50周年記念誌』日本図書館協会図書館学教育部会 2011年3月

志保田務「今後の専門職制度に関する日図協の取り組み」(特集: これからの図書館員制度 2 ―具体化に向けて)『図書館雑誌』102(3) 2008年3月

三村敦美「専門職員認定制度特別検討チーム (第四次)の発足と今後の活動について」『図書館雑誌』102(6) 2008年6月

志保田務「大学司書課程科目制定に対する日図協図書館学教育部会としての取りくみ」(特集: 図書館法改正をめぐって)『図書館雑誌』102(9) 2008年9月

社団法人日本図書館協会2010年度事業計画「<日本図書館協会認定司書>制度の実施について」『図書館雑誌』104(5) 2010年5月

糸賀雅児「認定司書制度の開始にあたって」『図書館雑誌』104(7) 2010年7月

日本図書館協会認定司書審査会「第1回 (2011年度)認定司書審査 (報告)」『図書館雑誌』105(7) 2011年7月

<行政報告>

新しい「図書館に関する科目」について

萬 谷 宏 之 (文部科学省社会教育課企画官)

1. はじめに

平成21年4月の図書館法施行規則の改正により、大学において実施すべき「図書館に関する科目」の内容が平成24年4月1日から変わることとなっている。その内容は、大学の図書館関係者の方々にとっては既知のことではあるが、施行まで1年を切った現時点において改めてその内容を確認・説明したい。

社会教育調査によれば、図書館数とともに図書館職員数も増加傾向にあり、平成5年度の19,339名が平成20年度には32,557名(ただし過半数は専任外職員)に増えている。しかしながら、大学の学部で司書の資格を取得した卒業者は8,540名(平成19年度卒業生。把握分のみ。)に達しており、司書資格を取得しても図書館に就職する者は2~3%にとどまっている。

こうした中で文部科学省では、新たな科目内容について「これからの図書館の在り方検討協力者会議」でご審議いただいた。同会議では、大学における図書館に関する科目は、「その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適当」であり、司書に必要な資質・能力の「基盤を形成するもの」という考え方に立って検討が行われ、平成21年2月に報告書がとりまとめられた。

2. 科目の設定と体系

全国の大学・短期大学における開講単位数・授業時間数等を調査した上で、現行の「14科目20単位以上」を「13科目24単位以上」に改めることとした。これらを基礎科目、図書館サービスに関する科目、図書館情報資源に関する科目、選択科目に分けた上で、概論(基本的な科目)、論(概論以外で講義を主体とする科目)、演習(概論以外で演習を主体とする科目)を設定することとした。

具体的な改正内容は以下のとおりである。

【基礎科目】

- ・「生涯学習概論」の行政に関する内容等を充実。
- ・「図書館経営論」に法制度・政策についての内容を加え、「図書館制度・経営論」に。
- ・情報化の進展に対応した能力育成のため、「図書館情報技術論」を新設。

質疑応答

(敬称略)

司会：谷本達哉

【図書館サービスに関する科目】

- ・「図書館サービス論」を「図書館サービス概論」に名称変更。
- ・その下に「情報サービス論」「児童サービス論」を位置付け。
- ・「レファレンスサービス演習」と「情報検索演習」を発展的に統合し、「情報サービス演習」を新設。

【図書館情報資源に関する科目】

- ・「図書館資料」にネットワーク上の情報資源を加え、これを包含するものを「図書館情報資源」と位置付け。
- ・「図書館資料論」「資料組織概説」「資料組織演習」の科目名を、それぞれ「図書館情報資源概論」「情報資源組織論」「情報資源組織演習」と改称。
- ・「専門資料論」については、一部を「図書館情報資源概論」に組み入れ、整理統合。

【選択科目】

- ・「5科目から2科目2単位以上履修」を「7科目から2科目2単位以上履修」に変更。

3. 留意事項と今後の日程

実際に大学で開講する科目名については、省令で規定した科目名と必ずしも同一である必要はなく、協力者会議報告で提示されている各科目のねらいと内容に即したものであれば、各大学の裁量で取り扱うことが可能である。ただし、不適切な科目の読み替えが行われないよう留意いただくとともに、図書館に関する領域を専門とする専任教員を引き続き十分配置することをお願いしたい。

今後の手順としては、①新科目に関するシラバスや担当教員等についての書類提出を5月末頃に文科省から各大学へ依頼、②夏以降年内にかけて各大学から書類提出、③内容確認を終えたものから順次各大学へ確認通知を送付、という流れを想定している。各大学関係者の方々におかれては、来年4月から円滑に移行できるよう、新課程の適切な編成や速やかな書類提出についてご協力をお願いしたい。

谷本(司会)：限られた時間であるので、今回は萬谷企画官への質問に限定して受け付けたい。

大谷康晴(日本女子大学)：従前、書類の提出は夏ごろから12月中旬あたりまでと伺っていたが、具体的には何時から受理可能か。

萬谷：8月頃から受付を始める予定なので、早めに出していただくとありがたい。提出いただいたものから順次内容確認させていただく。

山本順一(桃山学院大学)：業界を代表して質問したい。提出書類が集中した場合に主にチェックをされるポイントはどのような点か。差し障りのない範囲でお聞かせ願いたい。

萬谷：改正内容に照らして合致しているかどうかである。省令科目の名称に変更を加えたり、内容が異なったりする場合には、それが元のものと同じであることが分かりやすくなっていることが望ましい。今回は学芸員資格も改訂になるので、繰り返すが、書類は早めに提出していただきたい。

山本：提出する側も親切な(わかりやすい)書き方をしたほうが、クリアしやすいということか。

萬谷：5月末に依頼文書を送付させていただくので、詳しくはそれをご覧いただきたい。

糸賀雅児(慶應義塾大学)：専任教員の配置について説明されたが、専任教員や科目内容について来年3月になってから返事をもらっても、4月の開講に間に合うようには対応できないのではないか。

萬谷：専任教員に関しては、協力者会議報告書の基本的な内容を説明させていただいた。スケジュールの点からいえば、大学の負担やこちらの必要な作業量から考えてギリギリのところを示している。各大学ともに十全な内容の文書を出してもらえるものと信じている。不安である場合には、早めに出してもらおうようお願いしたい。

山本：教員の差し替え等について、ガイドラインに照らして不適切であると判断された場合、届出とは言いつつも処分性を伴うこと、条件付きになること等はあるのか。

萬谷：提出いただいた書類を見てからでなければ何とも言えないが、ご指摘のような状況にならないことを願っている。

(文責：村上泰子)

2011年度 第1回研究集会に参加して

青 柳 英 治 (明治大学)

2011年度第1回研究集会では、「大学における『図書館に関する科目』の成立と教育部会そして今後」と題して3名による講演が行われた。

まず、図書館学教育部会前部会長である志保田務氏は、自身が部会長を務めた24期から26期の6年間の活動を振り返った。特に、大学における科目、望ましい基準、そして、認定司書についての規定化と実施にどのように関わってきたのか、に重点を置いた内容となっていた。それぞれの取り組みにおいて、尽力された軌跡を知ることができ、図書館に関する科目や認定司書といった成果につながっていることを理解できた。部会員となって日が浅い筆者にとっては、図書館学教育部会の活動を知るよい機会となった。

次に、筑波大学大学院の植松貞夫氏は、新カリキュラムの選択科目のひとつである「図書館施設論」を取り上げ、科目の目的や内容を中心に講演を行った。この科目では、「よき施主・注文主をつくる」といった視点が大切であり、図書館員には、建築設計士に図書館計画を説明できるスキルが求められていることを理解できた。そのため、図書館員は図書館活動やサービス内容を十分に理解したうえで、図書館の経営を計画・構想できる能力を獲得することが重要になると思われる。

また、東日本大震災にともなう、図書館での被害状況の報告もなされた。一般に、書架から図書が落下することは、地震による被害のひとつと考えられる。しかし、書架から図書が落下しないことによって、書架に負荷がかかり、被害が大きくなるといったことも紹介された。地震を契機として、図書館施設を再考する機会をもつことができた。

最後に、文部科学省社会教育課企画官の萬谷宏之氏は、2012年4月から実施される新カリキュラムに関する解説を行った。具体的には、これまで行われた図書館法施行規則改正の経緯、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」での検討内容、「図書館に関する科目」の概要などについてであった。研究集会の参加者には、司書課程の教員が多いため、新カリキュラム移行にあたっての書類提出や、文科省での書類の確認・通知に関する質疑応答がなされ、実務上の疑問も解決できた。

今回の研究集会では、多様な観点から、テーマに即

した講演を拝聴することができ、有意義な機会をもつことができた。

2011年度第1回研究集会に参加して

杉 本 節 子 (相愛大学)

この研究集会では、志保田務図書館学教育部会長ほかの講演・研究発表があったが、その内、平成24年度から全般的に実施される新しい「図書館に関する科目」の施行についての萬谷文部科学省社会教育課企画官による、「図書館法を基に施行規則の改正経緯や昭和25年から今回に至る改正の報告」について感想を述べたい。

基本的な考え方は、①図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を習得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識を身につけていくための入り口として位置づけることが大切、②司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基礎を形成するもの、③このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に、学習を積み重ねることが重要なポイントである。しかし、上記①②③について、司書資格取得者の就職率が悪い現状をどうするのか、また、③について大学は資格取得後も学習を続けることができるような学習環境の提供は、専門職大学院の設置を目指しているのかなど、就職後に大学が研修を奨励することの位置づけが今一つはっきりと見えてこない。

専任教員の配置については、平成21年の「報告」でも書かれているが、①司書養成課程の運営、②学生に対する指導、③教育内容等に関する組織的なカリキュラムを着実に実施のため、図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分配置することは、確かに重要であるが、司書養成課程が学科として設置されている一部の大学等を除いて、実質、専任教員が一人のみという大学が数多く存在する。文部科学省の説明や報告からは、こうした現実への行政施策が少なからず明確に示されず、平成24年度以降の新しい「図書館に関する科目」の科目制度設計や教員等の配置などの基礎的事項が“ゆらいている”感を持った。

…………… 参加者のアンケートから ……………

回収できたアンケート 10名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	10
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	0
日本図書館協会非会員	0

質問2 テーマの設定について

適切だった	9
適切でなかった	0
どちらともいえない	1
無記入	0

質問3 プログラムについて

適切だった	9
適切でなかった	0
どちらともいえない	1
無記入	0

質問4 内容について

適切だった	8
適切でなかった	0
どちらともいえない	2
無記入	0

質問5 今回の研究集会に関するご意見

- ・植松さんの地震後の書架に関する説明は勉強になった。
- ・「図書館施設論」について聞いたこと、地震と書架について聞いたことがよかった。
- ・JLAのWebサイトでは総会開始時間が12:30となっていました。
- ・会の進行係にタイムキーパーをつけて差し上げるとよりスムーズかと思います。
- ・盛り沢山でしたので、進行は難しかったと思いますが、質疑応答・意見交換の時間をもっと取ってほしかったです。
- ・「図書館施設論」が取り上げられたのはよかった。地震による図書館被害の実態の一部を見せていただけたのはよかった。

文科省の説明はこれまでの経過を確認する意味でよかったと思う。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- ・今期の幹事をおつとめ下さった志保田部会長以下、幹事の皆様方、ご苦労様でした。部会発展のためにありがとうございました。今後とも部会活動にお力添え下さいませ。
- ・お任せします。大方的確と思います。(政治の好きな方々はいかがかな??)

2011年度 全国図書館大会第7分科会（図書館学教育）のご案内

日時： 2011年10月14日（金） 9：30～12：30

会場： 電気通信大学 東 第3号館301号室 〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

（会場内飲食禁止のため、お弁当のあっせんはありません。学食または駅付近のレストランをご利用下さい。）

テーマ： 図書館に関する科目の実施：直前の確認

趣旨： 来年（2012年）4月、新しく制定された「図書館に関する科目」での司書養成カリキュラムがいよいよスタートします。

案を策定した協力者会議の葉袋秀樹主査には、2009年度の全国図書館大会第6分科会（図書館学教育）において「大学において履修すべき図書館に関する科目制定の意義」と題した基調講演をお願いしたところです。

今回は新カリキュラムの実施を目前に控え、前回にはお話ししただけなかった特論など選択科目にも触れていただきながら、いま一度改訂の趣旨を確認するとともに、今後の司書養成カリキュラムの在り方についてもお聞きします。

また最近のトピックスとして、本年4月に九州大学大学院統合新領域学府に新たに発足したライブラリーサイエンス専攻のカリキュラムについて、石田栄美氏にご報告いただきます。

九州大学大学院統合新領域学府は「学問の細分化によって生み出された膨大な知を再編成し、統合的な新しい科学的な知や価値を追求して、現代の科学や社会の重要課題に取り組むとともに、そのために必要とされる高度な専門人材の育成をはかることを目指す」大学院です。その中でライブラリーサイエンス専攻は、「ユーザーの視点にたった情報の管理と提供を可能とする、新たな知の創造と継承の「場」（＝「ライブラリー」）を教育研究の対象」とすることが謳われています。

この新しい挑戦の中身について、石田氏の関わっておられる範囲内でお話をうかがいます。

最後に、文部科学省の新カリキュラム担当である萬谷宏之企画官より改正内容や今後のスケジュールについてお話しいただきます。

予定しているプログラム：

- | | |
|-------------|---|
| 9：30－9：40 | 開会挨拶 |
| 9：40－10：30 | 基調講演「履修科目の在り方に関する報告書の考え方：協力者会議がめざしたもの」
葉袋 秀樹 筑波大学大学院教授 |
| 10：30－11：00 | 報告「九州大学大学院ライブラリーサイエンス専攻の挑戦」
石田 栄美 九州大学大学院准教授 |
| 11：00－11：10 | 休憩 |
| 11：10－11：40 | 質疑応答(1) |
| 11：40－12：00 | 行政報告「「図書館に関する科目」の改正について」
萬谷 宏之 文部科学省社会教育課企画官 |
| 12：00－12：20 | 質疑応答(2) |
| 12：20－12：30 | 閉会挨拶、事務連絡 |

総合司会：図書館学教育部会幹事

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子
Tel. 06-6368-0467（直通） E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp